

1. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策

(1) 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策 —住基ネットの利用徹底—

最終とりまとめ

- 行政機関において4情報を確認する手続については、前述のとおり、既に住基ネットによる本人確認情報の提供が進んでいる。住基ネットを利用できる行政機関と事務は住基法別表に規定される必要があるが、令和7年（2025年）の住基法改正により、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく地方公共団体の公金徴収に関する事務をはじめ36法律に基づく事務が住基ネット利用可能事務に追加される等、これまでも利用可能事務の拡大が順次なされているところである。今後は、制度上住基ネットを利用可能な事務について、各機関において住基ネットの利用を徹底することが求められる。
(中略)
- なお、制度上は住民票の写しの提出が不要となった手続についても、実際には、住民が引き続き住民票の写しを提出している可能性がある。各制度所管省庁や総務省において、住民票の写しが省略可能である旨の周知広報に努める必要がある。
- これに関し都道府県に対し、住基ネットの利用状況について調査を行ったところ、住基ネットを利用することができる事務にもかかわらず、住民票の写しの提出を求めているケースがあり、その主な理由は以下のとおりであった。
 - ①国から通知のあった要綱に、「申請者に住民票を提出させる」といった記載があることから、申請者に対し住民票の写しの提出を求めている。
 - ②費用対効果の観点から利用件数が見込めない場合には住基ネット端末の新設は難しく、保健所等に端末を設置できていない。
 - ③住基ネットの利用件数が少ない部署は、住基ネットに対する経験や知見が少ないため、利用控えが起こる傾向にある。
- このうち①については、総務省が各省庁宛に、制度上住基ネットが利用可能とされている事務について、要綱等において住民票の写しの提出を求める記載がないか確認し、記載がある場合には当該要綱等の記載の見直しを検討することを依頼する通知を発出した。②③の課題についても、様々な機会を通じて地方公共団体の問題意識を把握しながら、対応を検討する必要がある。

中間とりまとめ

- 行政機関において4情報を確認する手続については、前述のとおり、既に住基ネットによる本人確認情報の提供が進んでいる。住基ネットを利用できる行政機関と事務は住基法別表に規定される必要があるが、令和7年（2025年）の住基法改正により、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく地方公共団体の公金徴収に関する事務をはじめ36法律に基づく事務が住基ネット利用可能事務に追加される等、これまでも利用可能事務の拡大が順次なされているところである。今後は、制度上住基ネットを利用可能な事務について、各機関において住基ネットの利用を徹底することが求められる。
(中略)
- なお、制度上は住民票の写しの提出が不要となった手続についても、実際には、住民が引き続き住民票の写しを提出している可能性があり、各制度所管省庁や総務省において、住民票の写しが省略可能である旨の周知広報に努める必要がある。

1. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策

(1) 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策 ー公的個人認証を活用した最新4情報提供等についてー

最終とりまとめ

- 公的個人認証については、令和5年（2023年）から住所等の変更により署名用電子証明書の再発行を受けた者について、あらかじめ本人が同意していることを前提に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から変更後の4情報がPF事業者やSP事業者提供される仕組み（以下「最新4情報提供」という。）が開始されている。
- 最新4情報提供は、民間事業者が最新の4情報を把握するコストの低減に資するとともに、住所等の変更があった場合であっても、本人が改めて住民票の写しにより4情報を提供することが不要となることから、住民票の写しの交付件数の削減に資するものである。
- しかしながら、公的個人認証を活用できる民間事業者が増加する一方、このうち最新4情報提供を導入する民間事業者は、保険会社等の2230社（PF事業者15社、SP事業者715社）に留まっており（令和7年8月（2025年）6月1日現在）、今後利用拡大を図る余地が大きいと考えられる。
- 最新4情報提供を導入していない事業者へのヒアリングでは、導入に向けた課題に関し以下のような意見が挙げられた。
 - ・ 本人から同意を取得する手続・手法等について、簡素化・柔軟化できる範囲をガイドライン等においてより明確に示してほしい
 - ・ 最新4情報提供を活用することにより得られる具体的なメリットについてわかりやすく示してほしい
- このため、最新4情報提供はあくまで本人の同意に基づくものであることを前提としつつも、今後、利用者本人の利便性や事業者の事務負担の軽減等の観点から、同意取得の手続等について簡素化や柔軟化を図るため、ガイドライン等の見直しを含め検討することが求められる。

中間とりまとめ

- 公的個人認証については、令和5年（2023年）から住所等の変更により署名用電子証明書の再発行を受けた者について、あらかじめ本人が同意していることを前提に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から変更後の4情報がPF事業者やSP事業者提供される仕組み（以下「最新4情報提供」という。）が開始されている。
- 最新4情報提供は、民間事業者が最新の4情報を把握するコストの低減に資するとともに、住所等の変更があった場合であっても、本人が改めて住民票の写しにより4情報を提供することが不要となることから、住民票の写しの交付件数の削減に資するものである。
- しかしながら、公的個人認証を活用できる民間事業者が増加する一方、このうち最新4情報提供を導入する民間事業者は、保険会社等の22社（PF事業者15社、SP事業者7社）に留まっており（令和7年（2025年）6月1日現在）、今後利用拡大を図る余地が大きいと考えられる。
- 最新4情報提供を導入していない事業者へのヒアリングでは、導入に向けた課題に関し以下のような意見が挙げられた。
 - ・ 本人から同意を取得する手続・手法等について、簡素化・柔軟化できる範囲をガイドライン等においてより明確に示してほしい
 - ・ 最新4情報提供を活用することにより得られる具体的なメリットについてわかりやすく示してほしい
- このため、最新4情報提供はあくまで本人の同意に基づくものであることを前提としつつも、今後、利用者本人の利便性や事業者の事務負担の軽減等の観点から、同意取得の手続等について簡素化や柔軟化を図るため、ガイドライン等の見直しを含め検討することが求められる。

1. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策

(1) 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策 －公的個人認証を活用した最新4情報提供等について－

最終とりまとめ

- またこうした意見を受け、既に最新4情報提供を活用している事業者に対して、導入により得られた効果等についてヒアリングを行い、導入前後の受付フローの変化、導入のメリット等に関する効果的な活用事例や、事業者の導入検討に資するQ&A等が公的個人認証サービスガイドラインに追加された効果的な活用方法の横展開を図ることも必要である。
- このことについて、PF事業者や金融関係の業界団体等に対して周知を行い、公的個人認証を活用した本人確認及び最新4情報提供の積極的な活用の依頼がなされているところであるが、今後も、わかりやすい周知に努めるとともに、適切な本人同意を前提としつつ、事業者へのインセンティブや負担軽減を通じて、最新4情報提供の更なる活用を促していく必要がある。

中間とりまとめ

- また、既に最新4情報提供を活用している事業者に対して、導入により得られた効果等についてヒアリングを行い、効果的な活用方法の横展開を図ることも必要である。

1. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策

(1) 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策 – コンビニ交付の利用促進について –

最終とりまとめ

- コンビニ交付については、現在、導入団体は1,300団体を超え、対象人口は約1億2,000万人と拡大し、住民票の写しの交付通数も年々増加し、令和5年度は1,713万通となるなど、住民の利便性向上と窓口負担の軽減に繋がっている。また、**市町村**のニーズに応じ、郵便局に自動交付機を設置してコンビニ交付のように利用される場合もある。
- 利用状況については、人口規模の大きい団体ほど交付通数の伸びは顕著であり、窓口事務の軽減効果やそれに伴う財政負担の軽減効果も大きいと考えられるが、住民票の写しの発行総数のうちコンビニ交付による発行の割合（令和5年度27.6%）は、全国のカード保有率（令和6年度末：78.3%）と比較して小さく、向上の余地が大きいことから、様々な媒体等を活用して、コンビニ交付の認知度を向上させることが重要である。
- 人口一人当たりのコンビニ交付利用通数が多い団体にその要因等を調査したところ、通常の窓口交付に比べて交付手数料を安価（期間限定で1通「10円」等）に設定する取組や、**市町村**のSNS・広報誌等を通じてメリットや使用方法を動画等でわかりやすくPRする取組等が見られたところであり、**その詳細について各団体へのヒアリングを実施し、先進的な取組の事例集がとりまとめられた。今後、更なる住民の利便の向上や窓口負担を軽減する観点から、これらの先進的な取組の周知・全国的な横展開により、コンビニ交付の利用を更に促進することが求められるのではないか。**
- また、令和7年（2025年）4月時点で、コンビニ交付の参加団体の全人口に対するカバー率は97.8%に達する一方、人口規模の小さい市町村を中心に363団体が未参加であり、未参加の主な理由として、**近隣に店舗がない等の理由のほか、費用対効果が見込めないことや運用コストの負担が大きいこと**といった財政的な理由が多く挙げられている。
- 市町村がコンビニ交付を実施する際には、初期経費として市町村側のシステム改修費等が必要となるほか、運用経費として、市町村側のシステムの保守費用に加え、J-LISへの運営負担金やコンビニ等事業者への委託手数料が必要となる。

中間とりまとめ

- コンビニ交付については、現在、導入団体は1,300団体を超え、対象人口は約1億2,000万人と拡大し、住民票の写しの交付通数も年々増加し、令和5年度は1,713万通となるなど、住民の利便性向上と窓口負担の軽減に繋がっている。また、自治体のニーズに応じ、郵便局に自動交付機を設置してコンビニ交付のように利用される場合もある。
- 利用状況については、人口規模の大きい団体ほど交付通数の伸びは顕著であり、窓口事務の軽減効果やそれに伴う財政負担の軽減効果も大きいと考えられるが、住民票の写しの発行総数のうちコンビニ交付による発行の割合（令和5年度27.6%）は、全国のカード保有率（令和6年度末：78.3%）と比較して小さく、向上の余地が大きいことから、様々な媒体等を活用して、コンビニ交付の認知度を向上させることが重要である。
- 人口一人当たりのコンビニ交付利用通数が多い団体にその要因等を調査したところ、通常の窓口交付に比べて交付手数料を安価（期間限定で1通「10円」等）に設定する取組や、自治体のSNS・広報誌等を通じてメリットや使用方法を動画等でわかりやすくPRする取組等が見られたところであり、更なる住民の利便の向上や窓口負担を軽減する観点から、先進自治体の取組の周知・全国的な横展開により、コンビニ交付の利用を更に促進することが求められるのではないか。
- また、令和7年（2025年）4月時点で、コンビニ交付の参加団体の全人口に対するカバー率は97.8%に達する一方、人口規模の小さい市町村を中心に363団体が未参加であり、未参加の主な理由として、費用対効果が見込めないことや運用コストの負担が大きいことといった財政的な理由が多く挙げられている。
- 市町村がコンビニ交付を実施する際には、初期経費として市町村側のシステム改修費等が必要となるほか、運用経費として、市町村側のシステムの保守費用に加え、J-LISへの運営負担金やコンビニ等事業者への委託手数料が必要となる。

1. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策

(1) 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策 – コンビニ交付の利用促進について –

最終とりまとめ

- 小規模団体の運営上の課題となっている運用経費のうち、コンビニ事業者への委託手数料は交付件数に応じた従量制方式となっている一方、J-LISへの運営負担金は、人口規模別の固定費として設定されている。現在も小規模団体の負担軽減が図られてはいるものの、全国的に交付件数が増加する中、1件当たりの負担金という観点で見ると、小規模団体ほど負担が相対的に重くなる傾向にある。
- 交付件数の増加が顕著な大規模団体を中心に交付1件当たりの経費が減少し、事務負担の軽減効果も増大していると推察される一方、小規模団体の負担が依然として大きい現状に鑑みると、コンビニ交付の運営の持続可能性を確保するため、今後、費用負担構造をより適切な形に見直すことが求められる。その際、例えばJ-LISへの運営負担金等については、より受益に応じた適正な負担形式とする観点から、現在の固定費方式だけでなく、交付件数に応じて負担する方式（従量制方式）の導入についても検討する必要があると考えられる。また、市町村の理解を得ながら、適切かつ持続可能な費用負担構造となるよう、制度設計を見直す必要があると考えられる。
- また、各種証明書のコンビニ交付への対応状況については、住民票の写しや印鑑登録証明書については、全ての導入団体が対応している一方、戸籍証明書や税証明書については、小規模団体を中心に未対応団体も多く見られた。
- 住民の利便性向上やコンビニ交付の更なる利用率向上の観点からは、戸籍証明書等の発行可能な証明書種類の拡大を検討する必要があると考えられる。が、拡大に際して、小規模団体において共通する課題も洗い出しつつ、対応を検討する必要があるのではないかと考えられる。なお、戸籍証明書未対応の小規模団体（町村）の約5割がBCL参加団体であるため、BCLでも戸籍証明書の発行が可能となるよう、今後、その実現に向け費用負担のあり方も含めた検討を進めることが必要ではないかと考えられる。

中間とりまとめ

- 小規模団体の運営上の課題となっている運用経費のうち、コンビニ事業者への委託手数料は交付件数に応じた従量制方式となっている一方、J-LISへの運営負担金は、人口規模別の固定費として設定されている。現在も小規模団体の負担軽減が図られてはいるものの、全国的に交付件数が増加する中、1件当たりの負担金という観点で見ると、小規模団体ほど負担が相対的に重くなる傾向にある。
- 交付件数の増加が顕著な大規模団体を中心に交付1件当たりの経費が減少し、事務負担の軽減効果も増大していると推察される一方、小規模団体の負担が依然として大きい現状に鑑みると、コンビニ交付の運営の持続可能性を確保するため、今後、費用負担構造をより適切な形に見直すことが求められる。その際、例えばJ-LISへの運営負担金等については、より受益に応じた適正な負担形式とする観点から、現在の固定費方式だけでなく、交付件数に応じて負担する方式（従量制方式）の導入についても検討する必要があると考えられる。
- また、各種証明書のコンビニ交付への対応状況については、住民票の写しや印鑑登録証明書については、全ての導入団体が対応している一方、戸籍証明書や税証明書については、小規模団体を中心に未対応団体も多く見られた。
- 住民の利便性向上やコンビニ交付の更なる利用率向上の観点からは、戸籍証明書等の発行可能な証明書種類の拡大を検討する必要があると考えられるが、拡大に際して、小規模団体において共通する課題も洗い出しつつ、対応を検討する必要があるのではないかと考えられる。

1. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策

(1) 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策 – コンビニ交付の利用促進について –

最終とりまとめ

- さらに、令和6年度に地方分権提案がなされた「賦課期日以降に転出した者に係る当該年の個人住民税の課税証明書等をコンビニ交付に対応させること（コンビニでの課税証明書の広域交付）」については、全国の市町村へのニーズ調査の結果、約7割の団体から「改修の必要性を感じる」との回答が示された。
- 住民の利便性向上や窓口における事務負担等の軽減の観点から、課税証明書の広域交付の実装及びその実現に向けた国の支援も求められる中、に向けた検討を進める必要があるが、実現に際しては、J-LISのシステム改修のための経費が必要であることにも留意する必要があると考えられる。新たな国費支援のもと、令和8年度にJ-LIS コンビニ交付センターシステムが改修され、早ければ令和9年度から課税証明書の広域交付が可能となる予定。
- 一方、運用開始にあたっては、市町村の証明発行サーバ等も改修が必要であるため、必要なシステム改修費用については、国において今年度創設されたデジタル活用推進事業債の対象であることも含めて周知し、市町村において積極的な導入が図られるよう取り組む必要があると考えられる。

中間とりまとめ

- さらに、令和6年度に地方分権提案がなされた「賦課期日以降に転出した者に係る当該年の個人住民税の課税証明書等をコンビニ交付に対応させること（コンビニでの課税証明書の広域交付）」については、全国の自治体へのニーズ調査の結果、約7割の団体から「改修の必要性を感じる」との回答が示された。
- 住民の利便性向上や窓口における事務負担等の軽減の観点から、課税証明書の広域交付の実装に向けた検討を進める必要があるが、実現に際しては、J-LISのシステム改修のための経費が必要であることにも留意する必要があると考えられる。

1. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策

(2) マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策

最終とりまとめ

- 今後、市町村において、マイナンバーカードや電子証明書の更新に係る業務の増加が見込まれることを踏まえ、転出時のカードの継続利用手続を含め、市町村のカード関連事務に係る窓口負担の軽減を求める声が多く存在する。この点について、市町村からのヒアリングでは、以下①～④のような意見があった。これらの意見への対応の検討に際しては、市町村のマイナンバーカード交付等に係る事務における標準的な業務フローを手作業とシステム処理に分解の上で、手作業で処理される業務のうち、特に事務負担が大きい業務から優先的に、デジタル化等による解決が可能かといった観点で、以下のとおり具体的な対応策の検討を行った。
- ①- カードの更新件数が増加する中、日中は窓口対応を優先するため、交付前設定の作業を時間外に行うことが多く、恒常的な超過勤務の要因となっている。特急発行の場合と同様に、通常の交付申請により発行されるカードに係る交付前設定や暗証番号の設定もJ-LISで一括処理できないか。
 - 交付前設定業務のうち、市町村側で対応が必要な作業を除いた、統合端末上の作業（住民異動情報・本人確認情報との照合、システムへの結果登録等）については、J-LIS側で集約処理が可能と考えられ、集約による効率化等が期待できる。
 - 暗証番号設定等の窓口で時間を要する作業についても、関係システムの安定運用に配慮しつつ、将来的な集約化を検討する必要がある。
 - これらについては、国の支援のもと、実現可能なものから早期にシステム改修を図る必要がある。

中間とりまとめ

- 今後、市町村において、マイナンバーカードや電子証明書の更新に係る業務の増加が見込まれることを踏まえ、転出時のカードの継続利用手続を含め、市町村のカード関連事務に係る窓口負担の軽減を求める声が多く存在する。この点について、市町村からのヒアリングでは、以下のような意見があった。
 - ・ カードの更新件数が増加する中、日中は窓口対応を優先するため、交付前設定の作業を時間外に行うことが多く、恒常的な超過勤務の要因となっている。特急発行の場合と同様に、通常の交付申請により発行されるカードに係る交付前設定や暗証番号の設定もJ-LISで一括処理できないか。

1. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策

(2) マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策

最終とりまとめ

②→ 有効期限切れ通知の送付に先立ち必要となる送付先情報の最新化については、個別に手作業での処理が必要であるが、更新件数の増により事務処理が膨大となるため、システム上で一括処理できないか。

- 送付先情報の最新化作業については、「住民記録システム標準仕様書」において、更新対象者のデータを住民記録システムと自動突合し、送付先情報を自動送信する機能が新たに規定され、先行団体の事例では事務負担軽減の効果が大きいことから、更なる実装が望まれる。
- ただし、本機能はあくまで「標準オプション」であり、実装を望む全ての団体が実装可能でない一方、費用対効果等を踏まえた各市町村の対応やベンダのリソース等への影響の観点でも留意が必要であり、別途、システム標準化に関する検討の場（自治体システム等標準化検討会）において、令和8年度以降に引き続き議論を行っていくことが考えられる。

③→ カードと健康保険証や運転免許証等との一体化により、本人確認書類が減少する中、紛失や災害等によりカードが消失した時に、本人確認が困難となることが想定される。J-LISが保有している顔写真データを利用して本人確認を行うことで、カードの再発行を可能とできないか。

- 前回カード申請時の顔写真データは4情報と紐づいて保存されており、通常の顔写真付き本人確認書類を用いた本人確認と同等と取り扱うことが可能と考えられるが、個人情報保護の観点から、当該顔写真データを利用した本人確認を法令上規定することが望ましいものと考えられる。
- 運用に際して、当該本人確認が原則的な本人確認手法でなく、顔写真データの漏洩等に対する個人情報保護の観点からも、例外的な対応として紛失や災害等の限定された場面での運用を念頭に、各場面での権利利益への影響も踏まえた本人同意の必要性等についても検討する必要がある。

中間とりまとめ

・ 有効期限切れ通知の送付に先立ち必要となる送付先情報の最新化については、個別に手作業での処理が必要であるが、更新件数の増により事務処理が膨大となるため、システム上で一括処理できないか。

・ カードと健康保険証や運転免許証等との一体化により、本人確認書類が減少する中、紛失や災害等によりカードが消失した時に、本人確認が困難となることが想定される。J-LISが保有している顔写真データを利用して本人確認を行うことで、カードの再発行を可能とできないか。

1. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策

(2) マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策

最終とりまとめ

④→ 市町村独自で行っているカード管理簿の記入のほか、J-LISからのカード等の送付物の開封や仕分け、交付通知書やカード管理等が負担となっている。また、事務処理要領で定められた交付記録簿の作成や、転居時に転居届とは別に提出を受けるカード関係の複数の届出を確認することについても負担が大きい。

- 職員と住民双方の負担軽減の観点から、電子証明書の交付記録簿は、各市町村において任意の方法で集計することで足りるものとして廃止されたほか、転居届や暗証番号の再設定など、複数の書類提出が必要な場面においては、新たに統合様式を作成し、その他の各種様式においても、政省令に規定のある記載事項を備える限り、市町村の判断において統合することは、手続漏れ等の防止にも資することから、これらの統合について支障ない旨をあらためて明示することが考えられる。

- また、J-LISからの送付物についても、送付物の梱包の簡略化や、作業準備のために事前に送付内容の電子的な送付等を求める声があることから、今後とも、負担軽減に向けた検討を進めることが求められる。

○ これらの市町村から挙げられた意見を踏まえ、市町村のマイナンバーカード交付・電子証明書の記録に係る事務における標準的な業務フローを分析・可視化した上で、具体的な事務処理の効率化方策について、早急に検討することが求められる。その際の検討の方向性としては、**マイナンバーカード関連事務の負担軽減方策については、今後も市町村からの意見を踏まえ、デジタル完結の視点から、事務処理を可能な限りデジタル化することを基本として、引き続き不断の検討を進めていくことが求められる。**することが必要である。

中間とりまとめ

・ 市町村独自で行っているカード管理簿の記入のほか、J-LISからのカード等の送付物の開封や仕分け、交付通知書やカード管理等が負担となっている。また、事務処理要領で定められた交付記録簿の作成や、転居時に転居届とは別に提出を受けるカード関係の複数の届出を確認することについても負担が大きい。

○ これらの市町村から挙げられた意見を踏まえ、市町村のマイナンバーカード交付・電子証明書の記録に係る事務における標準的な業務フローを分析・可視化した上で、具体的な事務処理の効率化方策について、早急に検討することが求められる。その際の検討の方向性としては、**デジタル完結の視点から、事務処理を可能な限りデジタル化することを基本とすることが必要である。**

1. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策

(3) 住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策（CS廃止について）

最終とりまとめ

- これまで、市町村が管理運用する住民記録システムとCSは、いずれも市町村の庁舎内に置かれる事例が多かったが、自治体情報システムの標準化の取組により、住民記録システムは、原則令和7年度（2025年度）までに標準準拠システムへの移行を目指すこととされ、その多くがガバメントクラウド上に移行する予定である。これを踏まえ、CSについても、市町村職員の負担軽減の観点から、クラウドへの移行等により、プログラムの適用作業を含めた運用管理の見直しを検討すべきとの提案がなされている。

（中略）

- （略）住民記録システムやJ-LIS側のシステムに移管することで、将来的にはCSを廃止することも可能と考えられる。今後、CSを廃止することを前提として、現在のCSの機能の棚卸しを行い、各システムに移管する機能の検証や標準仕様書への影響、住基ネットと住民記録システム間の責任分界点等①住基ネットと住民記録システム及び戸籍附票システム間の責任分界点等、②CSのみで管理している情報の移管先、③CS廃止の具体的な手法・実現時期、④セキュリティ対策等について整理するとともに、地方公共団体の財政負担や、標準化後の住民記録システムの次期更改の時期なども踏まえ、地方公共団体の意見も聞きながら具体的な検討を進める必要がある。

- 一方で、CSを廃止するまでには、上記の検討を含め一定の期間を要することから、その間においても、CSの共同利用を促進することや、J-LISからのプログラムの配布方法を見直して市町村職員による事務作業を軽減すること等、現行構成のままでもCSの管理運用に係る負担を軽減する方策を取り入れることが求められる。

中間とりまとめ

- これまで、市町村が管理運用する住民記録システムとCSは、いずれも市町村の庁舎内に置かれる事例が多かったが、自治体情報システムの標準化の取組により、住民記録システムは、原則令和7年度（2025年度）までに標準準拠システムへの移行を目指すこととされ、その多くがガバメントクラウド上に移行する予定である。これを踏まえ、CSについても、市町村職員の負担軽減の観点から、クラウドへの移行等により、プログラムの適用作業を含めた運用管理の見直しを検討すべきとの提案がなされている。

（中略）

- （略）住民記録システムやJ-LIS側のシステムに移管することで、将来的にはCSを廃止することも可能と考えられる。今後、CSを廃止することを前提として、現在のCSの機能の棚卸しを行い、各システムに移管する機能の検証や標準仕様書への影響、住基ネットと住民記録システム間の責任分界点等について具体的な検討を進める必要がある。

- 一方で、CSを廃止するまでには、上記の検討を含め一定の期間を要することから、その間においても、CSの共同利用を促進することや、J-LISからのプログラムの配布方法を見直して市町村職員による事務作業を軽減すること等、現行構成のままでもCSの管理運用に係る負担を軽減する方策を取り入れることが求められる。

2. 住民基本台帳関連事務に係る都道府県の負担軽減方策

(1) 都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策

最終とりまとめ

- 住民情報を幅広く取り扱う対住民サービスは、例えば、選挙人名簿の作成や住民税の徴収、国民健康保険の資格管理・保険料の賦課徴収、学齢簿の作成、予防接種の実施等が市町村の事務とされているように、住民基本台帳を備える市町村が行うことが多い。一方で、近年、東京都「018 サポート事業」や大阪府「子どもたちへのお米・食料品配付事業」に見られるように、給付金事務を中心に、これまでは主に市町村が行っていた事務であっても、都道府県が自ら事務を行うような事例が出てきている。
- これらの事務においては、都道府県が事務処理にあたり直接住民情報を取り扱うこととなる。都道府県は、住基法別表や条例に規定された事務について本人確認情報を利用することが可能であり、具体的には、都道府県サーバに保存された本人確認情報を利用することが考えられる。
(中略)
- 都道府県は、J-LIS が管理運用する都道府県サーバに保存された本人確認情報を利用する権限を有するが、現行の都道府県サーバの機能では、都道府県が、本人から提出を受けた本人確認情報を元に最新の住所情報を照会するといった検索はできるものの、ある基準日において自都道府県内に在住する住民の本人確認情報を一括で取得することはできない。
(略)
- 今後も、市町村の経営資源が制約される中で、都道府県が対住民サービスを行うため住民情報を取り扱う場面が増加することが想定されることから、都道府県が円滑に事務処理を行えるよう、都道府県の端末から直接、ある基準日において自都道府県内に在住する住民の本人確認情報を一括で取得できるよう、都道府県サーバからの情報取得に係る機能を追加することが求められることから、令和9年度中の機能実装を目指し、J-LISにおいて必要なシステム開発等を進めることが必要である。

中間とりまとめ

- 住民情報を幅広く取り扱う対住民サービスは、例えば、選挙人名簿の作成や住民税の徴収、国民健康保険の資格管理・保険料の賦課徴収、学齢簿の作成、予防接種の実施等が市町村の事務とされているように、住民基本台帳を備える市町村が行うことが多い。一方で、近年、東京都「018 サポート事業」や大阪府「子どもたちへのお米・食料品配付事業」に見られるように、給付金事務を中心に、これまでは主に市町村が行っていた事務であっても、都道府県が自ら事務を行うような事例が出てきている。
- これらの事務においては、都道府県が事務処理にあたり直接住民情報を取り扱うこととなる。都道府県は、住基法別表や条例に規定された事務について本人確認情報を利用することが可能であり、具体的には、都道府県サーバに保存された本人確認情報を利用することが考えられる。
(中略)
- 都道府県は、J-LIS が管理運用する都道府県サーバに保存された本人確認情報を利用する権限を有するが、現行の都道府県サーバの機能では、都道府県が、本人から提出を受けた本人確認情報を元に最新の住所情報を照会するといった検索はできるものの、ある基準日において自都道府県内に在住する住民の本人確認情報を一括で取得することはできない。
(略)
- 今後も、市町村の経営資源が制約される中で、都道府県が対住民サービスを行うため住民情報を取り扱う場面が増加することが想定されることから、都道府県が円滑に事務処理を行えるよう、都道府県の端末から直接、ある基準日において自都道府県内に在住する住民の本人確認情報を一括で取得できるよう、都道府県サーバからの情報取得に係る機能を追加することが求められる。

2. 住民基本台帳関連事務に係る都道府県の負担軽減方策

(2) 住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

最終とりまとめ

- 都道府県からのヒアリングでは、都道府県サーバ等に係る管理運用の負担軽減の観点から、以下のような提案があった。
 - ・サーバに係る更なる費用負担軽減の観点から、住基ネットの構成を見直し、全国サーバと都道府県サーバを1つのサーバとして運用すること
 - ・代表端末の機器更改等に係る負担軽減の観点から、代表端末を介さずに事務処理を行うことを可能とすること(中略)
- (略) 都道府県サーバと全国サーバの機能を改めて検証した上で、全国サーバに都道府県ごとにアクセスコントロールを講じ、制御された範囲内で全国サーバを利用するといった工夫を行うことで、都道府県サーバと全国サーバを統合し、サーバの管理運用の効率化を図ることが必要と考えられる。また、住基ネットは、住民基本台帳制度のみならずマイナンバー制度の基盤にもなっており、災害時に住基ネットが停止した場合には、国民生活や行政サービスの提供に及ぼす影響が大きいことを踏まえ、サーバの統合等の工夫により運用経費の面で効率化を図ることに合わせて、バックアップサイトによる冗長性の確保も併せて検討すべきである。今後、これらに係る費用を精査した上で、具体的なシステム構成や実現時期については、J-LISと都道府県との間で丁寧な調整を行うことが必要と考えられる。
- (中略)
- また、全国サーバと都道府県サーバの統合には、現在両サーバで処理されている機能の再整理等に一定の期間を要することから、その間においても、プログラムの配布方法を見直して都道府県の代表端末を廃止することで、都道府県の負担軽減を図ることが求められる。

中間とりまとめ

- 都道府県からのヒアリングでは、都道府県サーバ等に係る管理運用の負担軽減の観点から、以下のような提案があった。
 - ・サーバに係る更なる費用負担軽減の観点から、住基ネットの構成を見直し、全国サーバと都道府県サーバを1つのサーバとして運用すること
 - ・代表端末の機器更改等に係る負担軽減の観点から、代表端末を介さずに事務処理を行うことを可能とすること(中略)
- (略) 都道府県サーバと全国サーバの機能を改めて検証した上で、全国サーバに都道府県ごとにアクセスコントロールを講じ、制御された範囲内で全国サーバを利用するといった工夫を行うことで、都道府県サーバと全国サーバを統合し、サーバの管理運用の効率化を図ることが必要と考えられる。また、住基ネットは、住民基本台帳制度のみならずマイナンバー制度の基盤にもなっており、災害時に住基ネットが停止した場合には、国民生活や行政サービスの提供に及ぼす影響が大きいことを踏まえ、サーバの統合等の工夫により運用経費の面で効率化を図ることに合わせて、バックアップサイトによる冗長性の確保も併せて検討すべきである。今後、これらに係る費用を精査した上で、具体的なシステム構成や実現時期については、J-LISと都道府県との間で丁寧な調整を行うことが必要と考えられる。
- (中略)
- また、全国サーバと都道府県サーバの統合には、現在両サーバで処理されている機能の再整理等に一定の期間を要することから、その間においても、プログラムの配布方法を見直して都道府県の代表端末を廃止することで、都道府県の負担軽減を図ることが求められる。

2. 住民基本台帳関連事務に係る都道府県の負担軽減方策 (2) 住基ネット関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

最終とりまとめ

- こうした状況を踏まえ、住基ネットの次期更改において、都道府県サーバの個別設置を廃止し、全国サーバと機器統合を行うことにより、サーバの台数を大幅に削減する方向で検討を進めることが必要である。併せて代表端末の廃止についても次期更改で対応する方向で検討を進めることが必要である。
住基ネットのインフラとしての重要性に鑑みれば、バックアップサイトによる冗長性の確保は、求められる機能水準を精査し、費用の低廉化を図った上で、進めるべきである。今後、都道府県の意見を十分に聞いた上で、理解が得られれば住基ネットの次期更改において対応することが望ましい。

中間とりまとめ